

平成30年度 事務事業評価シート

事務事業名		男女共同参画の推進				所管	総務部 人権・男女共同参画課			
事務事業の概要	行政計画	事業NO.	242	計画事業名	男女平等参画	事業の開始・終了年度				
	長期総合計画体系	[基本目標] IV-1. パートナーシップの促進				[事業開始] 昭和62年度				
		[小 柱] (1)多様な主体が尊重しあえる地域づくり				[終了予定] - 年度				
		[施 策] ②だれもが互いに尊重しあえる社会の構築								
	根拠法令等	法令(義務)	[法令等名]	男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、女性活躍推進法、東京都台東区男女平等推進基本条例						
	事業対象	直接の対象 : 一般区民、在勤・在学者、区職員、男女平等推進団体 最終的な対象 : 同上								
	事業目的	男女平等参画に関する学習や講座の実施、情報誌の作成などを行うことにより、男女がともにいきいき暮らせる男女平等参画社会の形成を促進する。								
事業内容 [29年度]	①「はばたき21」推進会議の運営や計画の進捗管理を行う②DV防止に関する啓発 ③男女平等参画推進に関する各種講座の実施 ④区民企画講座の実施 ⑤基調講演、団体ワークショップ、展示からなる男女平等推進フォーラムの開催 ⑥公募委員による男女平等推進プラザ事業の実施 ⑦男女平等参画に関する情報等を掲載する情報誌の発行(年2回)									
委託の有無	一部委託	委託内容	・フォーラムワークショップ委託、要約筆記委託 ・「はばたきプラン21」推進会議速記、録音、反訳委託 ・一時保育運営委託							
補助金の有無	都									
事務事業の実績	種 別	指標の名称	単位	31年度 目標値	27年度 実績	28年度 実績	29年度 実績 目標値 達成率			
	活動指標	講座開催回数	回	22	23	22	21	22	95.5%	
		フォーラム開催回数	回	1	1	1	1	1	100.0%	
	成果指標	講演会アンケートでの満足度	%	80.0	72.2	84.7	82.0	80.0	102.5%	
		審議会等の女性委員の割合	%	30.0	24.4	25.3	25.7	30.0	85.7%	
	決算額 (単位:千円)				27年度		28年度		29年度	
	事務事業コスト (単位:千円)	人にかかるコスト(人件費など)			11,228		14,713		12,988	
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)			1,724		1,415		1,457	
		その他のコスト(扶助費・補助費など)			884		1,441		1,201	
		総経費			13,836		17,569		15,646	
財源項目 (単位:千円)	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)			18		11		36		
	その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)			800		0		340		
	一般財源(区負担額)			13,018		17,558		15,270		
前回評価から29年度に改善した事項	産業振興事業団が主催する女性創業者・メンター交流会の開催にあたり、女性起業家を支援するため、会場の提供や一時保育の実施について連携を図った。									
評価の視点	評価	評価の理由								
	必要性	3	男女平等参画を推進していくためには、効果的な意識啓発を行い区民意識の向上を図ることが必要不可欠である。区民と協働による講座や事業の実施により、地域に根ざした人材を育成することが必要である。							
	効率性	3	男女平等推進フォーラムのワークショップを男女平等推進団体に委託したり、一部の講座実施を男女平等推進団体や区民と協働で実施することにより、事業を効率的に実施するだけでなく、区民の活動支援にも繋がっている。							
	手段の適切性	3	男女平等推進プラザでは、事業の多くに企画段階から公募区民が参画し、その意見・要望を反映させ、より区民のニーズに近い講座や事業を展開している。また、このことが区民の意識啓発を図るうえで有効な手段になっている。プラザ主催・共催のすべての区民向け講座で一時保育を実施し、子育て世代の参加を推進した。							
目的達成度	3	講演会アンケートでは参加者の高い満足度を維持している。審議会等の女性委員の割合は、ガイドラインの活用により、全庁的に取組を行っているが、未だ計画目標を達成しておらず、女性の参画促進に向けて引き続き努力が必要である。								
[総合評価] ※上記4つの視点を踏まえ、事業全体を評価。区民生活への影響を十分考慮すること。						今後の方向性				
台東区男女平等推進基本条例やはばたきプラン21に基づき、講座や講演会を通じて区民への啓発に努めた。今後も、はばたきプラン21に掲げる事業を着実に実施することにより、男女平等に関する区民意識の向上を図ることが必要である。						維持		拡大改善 維持 縮小 廃止・終了		